幕末期朝廷の政治史的研究

髙山嘉明

本論文は、幕末期の政治動向について、朝廷を考察の中心に据える視座から新たな意義の解明を試みるものである。幕末期の朝廷は、従来は政治史研究の対象となること自体多くなく、その政治的重要性が指摘される一方で、幕府や藩などといった諸勢力との関係性のなか、「京都手入れ」と呼ばれた政治工作の対象としての位置づけにとどまるものであった。近年は、朝廷内部の制度の詳細を論じる、あるいは時期を限定し特定の政治状況のなかに朝廷の動向を位置づけるような研究は増えつつある。ただし、幕末政治史における朝廷の全体像の提示については、いまだその数は十分なものとはいえない。その一例を提示することが、本論文の主たる目的である。

序　章　朝廷研究の現状と「幕末」を規定する諸条件

序章では、本論の前提となるべき事象について述べる。まず先行研究の整理を通して、筆者の立場を明らかにする。すなわち、朝廷を中心に論じる際の「幕末」をおおよそ弘化三（一八四六）年～慶応三（一八六七）年に設定した上で、近世（江戸時代）の政治体制の基礎を公儀（朝廷と幕府が一体の権力として機能）という概念で理解する視座から、個別実証的手法をもって考察する立場である。次に、「幕末」という時代性を規定した諸条件を探る。いわゆる「公武合体派」と「尊王攘夷派」との対立構図で幕末政治史を描くことの限界性、朝廷社会における廷臣の身分を「上中下」で区別することの弊害、そして近世一般の「叡慮」（朝議を通して形成される朝廷の総意）に対して、幕末期特有の「叡慮」（文字通りの天皇の個人意思）が政治的台頭を遂げた点を指摘する。

第一部　公儀の権力構造と「叡慮」

第一部は、近世の朝廷を理解する上での基本的枠組みとなる、公儀と「叡慮」という二つの概念について、その普遍性と、幕末期にみられる特殊性の両面を論じるものである。

第一章「東西本願寺の『先進』相論―その裁定からみる公儀の特質―」は、公儀の権力構造を検討するにあたって、近世を通じての問題であった東西本願寺の「先進」相論（参内の順番をめぐる争い）

を素材とする。相論が再燃するのは弘化三（一八四六）年、東門主の代替りが契機となる。代替りにより東西両門主の「官位」（僧綱の上下）が逆転し、それをうけて従来東本願寺に認められていた「先進」資格について、西本願寺が異議を唱える。相論の裁定にあたって当初朝幕間には意見の差異が生じ、朝廷が「官位次第」を重視して西本願寺の「先進」を主張し、幕府は変更による混乱を危惧して従来通り東本願寺にそれを認めることを主張した。裁定は、朝幕の意見対立を避けるかのように、両本願寺のすべての参内の「差延」（無期限停止）というものであった。「差延」の状況を脱する契機となったのが、嘉永七（一八五四）年の特に朝廷にとっての凶事である。この年、内裏炎上、京都地震という相次ぐ災害に遭った朝廷に対して、両本願寺は見舞いのための参内を求める。臨時参内を認められた両本願寺は、その後も継続的に参内を求め、ほとんどのケースで結果的にその「先進」が競合することとなる。この臨時参内において東西のどちらに「先進」が認められたのかを整理すると、それがほとんど完全に交互になっている事実が指摘できる。これは「叡慮」すなわち朝廷の判断であったが、徹底して東西の「本庶」「嫡庶」の決着につながるような裁定を避け続けたのである。臨時参内の「先進」争いが下火になった文久三（一八六三）年、ついに両本願寺の年始参内が再び認められたが、そこでは朝廷が一貫して主張してきた「官位次第」すなわち西本願寺に「先進」資格を与えるという判断が採用された。さらに同年、将軍徳川家茂が二条城に入城した際にも、先の朝廷の判断に合わせるかのように西本願寺に「先進」が許されている。このあたりに朝幕一体の権力としての実態があらわれており、またそのなかにおける朝廷の存在は、きわめて現実的な政治判断を伴うものであった点が指摘できる。

第二章「梵鐘鋳換問題における『叡慮』の位置」では、安政元（一八五四）年末から翌年にかけて起きた、諸国寺院の梵鐘を砲銃に鋳換えるという全国法令をめぐって、その政策主体である幕府が、朝廷との関係、特に「叡慮」をどのように位置づけようとしたのか検討する。老中阿部正弘を中心とする幕閣は、この政策を「叡慮」をもっておこなうという方針を朝廷に伝え、協力を要請する。朝廷は終始一貫して協調的態度を崩すことはなかったが、ただしそれを形として提示するにあたって使われたのは、古代律令制以来政治的機能を失って久しい太政官符という形式であった。これは形式上「五畿内七道諸国司」に宛てられるもので、つまり朝廷が全国に対する命令主体となることを意味した。太政官符の形式を問題視した幕閣は、全国触れの文面において極力「叡慮」の強調度合いを押さえようとする一方、朝廷に対しては太政官符の「引替」を求める交渉をおこなった。朝廷は難色を示しながらも、大きな混乱もなく幕府の思惑通りに官符の「引替」は実現する。それ以後、全国触れの文面における「叡慮」強調の度合いは格段に増すこととなる。当問題の重要性は、安政五（一八五八）年の条約勅許問題との比較のなかに見出せる。本章で扱った「叡慮」と、条約勅許問題で議論され

た「叡慮」＝勅許は同列に位置づけられるべきものである。公儀という体制の枠組みのなかで朝廷に求められた重要な役割のひとつが対外問題への関与であり、それは安政五年の時点で突然発生したものではなかった。朝幕協調のもと対外問題に対処しようとする両者の関係があったからこそ、当該期に阿部政権が「叡慮」を要請するという態度となって表出したのであり、後年みられる朝廷の著しい政治的台頭をふまえて条約勅許問題の重要性をことさら強調するのは結果論的な評価にすぎない。

第三章「八月十八日政変前後の『親征』をめぐる『叡慮』」では、孝明天皇（在位＝弘化三年～慶応二年）の「叡慮」を通して、近世一般の「叡慮」（関白が中心となる朝議において形成される朝廷の総意）と、天皇個人の文字通りの「叡慮」の両者の特徴を浮かび上がらせ、幕末期特有の現象となった「叡慮」の二面性について論じる。「攘夷」の議論が最盛期を迎えた文久二・三（一八六二・六三）年の段階において、孝明天皇は一貫して「攘夷之叡慮」を朝廷内外に発信し続ける。また廷臣の間では、それに真向から反対するような意見は皆無であった。議論されたのは、「攘夷」の実行主体に関するものである。主に二つの可能性が生じ、ひとつはそれが幕府の職掌であるので従来通り一任すべきという「関東委任」、ひとつは「攘夷之叡慮」をふまえ天皇が前面に立って具体的方策を指揮すべきという「親征」である。孝明天皇の個人意思としての「叡慮」は、「関東委任」を前提とした「攘夷」であったが、外からの「親征」の要求に対して、「攘夷之叡慮」をふまえた議論であるがゆえに朝廷としてはそれを明確に否定することもできなかった。ここに「叡慮」をめぐる矛盾、二面性が生じるのである。天皇は徹底して三条実美に代表される「親征」を唱える廷臣を朝議から排除することを求め、自らの意思に反して形成される「叡慮」を「下ヨリ出ル叡慮」と表現して批判したが、それは少なくとも制度面からは本来問題とされるべきものではなかったのである。この二面性をもった「叡慮」をどのように解釈するかという受け手の問題が、当該期の政局における主たる争点となった。したがって「公武合体」と「尊王攘夷」をあえて対立した概念としてとらえるのであれば、従来用いられてきた単純な勢力争いの構図ではなく、「攘夷」の実行手段として、そのどちらの概念が天皇の真意なのかという、「叡慮」の表面的解釈をめぐっての対立として位置づけるべきである。

第二部　幕末政局のなかの朝廷

第二部は、朝廷内部の詳細を個別的に扱う内容となっている。アメリカとの通商条約締結にあたって天皇の許可＝勅許の可否が問題とされ、朝廷をめぐる動きが活発化した安政五年、そして「叡慮」の問題と「攘夷」の問題とが交錯した文久二・三年の一連の京都政局、これら朝廷が政治の最重要の舞台となった二度の機会を対象とする。

第一章「条約勅許問題における朝議形成の基調」では、安政五年

に条約勅許問題が朝廷に持ち込まれて以降、最終的に朝議がその拒否を決するまでの時期を対象とし、その間の朝議形成のあり方について検討する。幕府から勅許が要請された当初、関白を中心とする朝議は条約を承認する方向でまとまりつつあった。これに反発したのが「攘夷」を主張する孝明天皇である。朝議が条約勅許に肯定的態度を示した以上、天皇の期待は必然的に朝議の外に向けられた。その期待が、「現任」（納言・参議の官職にある者）への勅問（天皇から廷臣への諮問）というきわめて特殊な事例となってあらわれた。この勅問を契機として、「現任」の政治活動が活発化する。よって彼らの政治的台頭は、基本的に天皇の「攘夷」主張と歩調を合わせる動きとなってあらわれた。そして、この「現任」の指揮のもとおこなわれたのが、有名な八十八廷臣列参である。この列参は、従来〝横の結合〟あるいは〝下からの圧力〟として意義づけられてきたが、背景に天皇の意向をうけた「現任」の存在があったことは看過できない。実際の廷臣個人の言動に焦点を当てても、必ずしも能動的に参加したわけではなく、朝廷社会における〝縦の関係〟に左右される傾向が少なからず認められるのである。廷臣の政治行動は、朝廷社会の枠組みから大きく逸脱することはなく、その範囲内での活動という限界性をもっていたと考えられる。

第二章「学習院をめぐる政治動向」では、文久二・三年段階の朝廷政治の中枢を担ったと理解されてきた学習院に焦点を当て、外部からの「京都手入れ」（朝廷工作）の対象としての存在ではなく、朝廷の政治機関としての新たな位置づけを試みる。学習院は弘化四（一八四七）年の開講以来、廷臣を対象とした教育機関として存在したが、文久二・三年には政治機関としての性格を併せ持つこととなる。その契機となったのが長州藩による「京都手入れ」である。長州藩勢力との面会の場として学習院を指定したのは朝廷側の判断であるが、その意図は、長州藩への警戒の意味を込めて禁裏から一定の距離を置くことにあった。ただし漸次その有用性が認められ、面会・会談のための施設として積極的に広く利用されるようになる。学習院が朝廷外部に開放される過程には、三つの段階が認められる。その第一が文久二年九月七日の長州藩への開放、第二が同年十月十七日の「諸藩」への開放、第三が文久三年二月二十日の「草莽」への開放である。この状況は従来「尊攘派」による独占として理解されてきたが、学習院の開放は決して「公武合体派」と「尊攘派」との対立構造から導かれたものではない。朝廷の基本路線としての「攘夷」という枠組みのなかにおいて、その「周旋」をおこなう存在として諸藩や「草莽」が位置づけられ、それらを一元化する目的において、学習院は不可欠な政治拠点となるに至ったのである。以後、学習院は、八月十八日政変を迎えるまで、「攘夷」の議論を中心とする公議政治の場として機能し、当該期の国内政治の重要な一端を担う存在となった。

第三章「国事参政・国事寄人と『役人』―文久期の朝議形成主体についての一考察―」では、特に従来「尊攘派」に分類されてきた

国事参政・国事寄人の二職が朝議にいかなる影響を与えたのか再検討し、また政治の主導権を完全に奪われたとされるその他の廷臣の動向にも着目し、朝廷の総体としての政治動向を提示する。文久三年二月十三日の国事参政・国事寄人の創設は、朝廷政治におけるひとつの画期となった。関白・「両役」（武家伝奏・議奏）という朝議主体＝「役人」とはまったく別の人選がおこなわれ、そしてこれが結果的に「親征」論を担う主要勢力となった点がその理由である。参政・寄人が朝議に対する影響力をもちえた不可欠の前提として、本来的な朝議主体である議奏との協調関係があった。その代表的人物として三条実美があげられるが、議奏もまた三条を中心として「親征」論の担い手となった。「親征」論を介した両者の協調があってはじめて、その実現に向けた具体的な動きを促進させたと評価できる。では、天皇の側近としての存在、また関白に就任しうる唯一の存在である摂家廷臣は、当該期どのような態度をとったのであろうか。そこには諦観と反発の両面がみてとれる。前関白近衛忠熙を例にみれば、自らを「名有テ実無キ役人」と表現して、朝議の現状を「傍観」せざるをえない立場にあることを自覚しながらも、他方天皇の側近としての意識を行動に移している。縁家にあたる島津家に宛てて、現状打破を求める旨の「叡慮」を幾度となく伝達するのである。結果的に議奏―参政・寄人によって推進された「親征」への動きは、会津・薩摩両藩の兵力を中心に実行された八月十八日政変によってようやく排除することが叶ったのであるから、近衛家の政治行動は重要な意味をもったことになる。さらに特筆すべきは、関白の制度的重要性である。当該期の関白鷹司輔熙は、天皇の言葉を借りれば「発言成カタ」く、「親征」を否定しうる状況にはなかったが、それでもなお制度上朝議の最終決定権は保持し続けた。参政・寄人としては、彼らの意見を代弁する「役人」としての議奏はもちろんのこと、それらの意見を集約して最終決定する「発言成カタ」い関白の存在を絶対的に必要とした点が指摘できよう。

第三部　公儀権力解体過程序説

第三部は、より近世一般の問題を扱い、それと対比させることで幕末期の特質を浮かび上がらせ、特に近世から近代への移行につながる要素を探る。

第一章「九門内の意義の変遷―人々の往来を中心に―」は、「九門内」と呼ばれた空間（現在の京都御苑にほぼ相当）における庶民を中心とした人々の往来の実態を追ったものである。京都の町触にその許可ないし禁止を明示した条文は存在しないが、いくつかの禁令のなかには、往来を前提とした九門内での禁止事項を示すものが確認され、逆説的には無意識的な往来の許可があったと考えられる。また旅行者の記録には、より詳細な往来の実態が記されている。注目されるのは、九門内それ自体に用のない者が、そこを通り抜けた例が散見される点である。これらの点から、九門内の人々の往来は常識的に認められていたと結論づける。また幕末期には、桜田門外

の変を契機として武家による九門内の警衛という観念が登場する。人々の往来という観点からは、大きな事件（姉小路公知暗殺事件・八月十八日政変・禁門の変）の直後には、それに制限が加えられ、洛中と九門内との間の空間的断絶を視覚的・体感的に経験することになる。この状況を通じて、九門内には従来の儀式（宗教）面での神聖性に加えて、軍事面においてもある種の神聖性が意識されるようになる。明治に入り、九門内はその出入口の完全な締め切りの時期を迎えるが、この直接の要因は、近世一般にあった儀式（宗教）的神聖性というよりはむしろ、幕末期を通じて政治的に醸成されたそれにもとづくものであったと考えられる。

第二章「『員外』廷臣の政治基盤―門流と個人の相克―」では、近世の朝廷社会における重要な制度的枠組みであった、門流（五摂家とその他の家との主従関係）と廻文（すべての家にもれなく文書を廻すための情報伝達手段）に焦点を当て、制度的実態を明らかにするとともに、各廷臣がそれに対してどのような認識をもち、時にどのように乗り越えようとしたのか考察する。まず、廻文には、禁裏小番（廷臣が宮中に詰める当番制の勤務体系）単位で廻されるものと、門流単位で廻されるものの二系統が存在した。それぞれ文末に定型句があり、前者は「小番未勤親族中江茂可申伝」、後者は「追而賢息賢孫江も御伝声可給候也」というものである。どちらも家の当主から家内の全員に伝達されることを想定した文言であり、廻文のもつ強い統制力が窺える。この二つの廻文、特に門流内の主従関係は、幕末期の政治情勢のなか、基本的には廷臣の突出した個別行動を規制する方向に機能する。岩倉具視を例にとれば、彼は門流を規制の側面からのみ理解したわけではなく、廷臣間の有効な政治結合の可能性の一つとしてとらえた。ただし実際の政治行動からは、それによる結合が効力を発揮した例は確認できず、むしろ門流の枠組みを逸脱して突出した個別行動に至った点が処罰の対象とされた。門流が〝横の結合〟として機能することはついになく、それは〝上から下へ〟の方向性をもった時のみ政治的有効性をもちえたのである。この門流は、慶応三（一八六七）年の「御沙汰書」（王政復古沙汰書）において制度の廃止が宣言される。その作成の中心にあった岩倉具視等の廷臣にとって、門流が朝廷社会における伝統的権威を背景に存在するものであった以上、新たな権威の創造を目指す彼らには、それを転用することはそもそも不可能であり、よってその旧弊は第一に取り除かれるべき対象と認識されたのである。

終　章　幕末政治における近世的秩序の維持と解体

本論文における一義的視座は、幕末期を「明治維新」の最初期、あるいは近代の胎動の時期としてとらえるのではなく、あくまで近世（江戸時代）の最末期として、最末期たりえた条件、また最末期であるがゆえにみられる、近世朝廷が内在的に有した特質を明らかにしようとするものである。公儀という概念を基本にすれば、近世一般の朝廷と、幕末期のそれとの間に、質的転換といえるような変

化はみられない。対外問題を中心として幕府が朝廷の「叡慮」を求めるようになったことは、一見すれば変化のようにも思われるが、近世の朝幕関係を、幕府による朝廷の統制という一面のみからはとらえられない以上、政治構造の劇的な変化といえるようなものではない。公儀の権力構造における機能分担を前提として、対外問題に代表されるように、朝廷に求められた機能が表出せざるをえない時代状況を迎えた、その結果として理解すべきではないだろうか。一方で、慶応三年十月の「大政奉還」、そして十二月の「御沙汰書」という、明確な終期があるのもまた厳然たる事実である。維持と解体の狭間としての時代性を考えるならば、旧制の否定と新制の創出が、必ずしも一連の動きとしては位置づけられず、人々の思想や行動が新旧の間を複雑に往復していた実態を指摘すべきであろう。変化の裏にはほとんどもれなく反動があり、その両面とも時代性を規定する本質であったことは間違いない。結局のところ、反動を抑えて変化を押し通したところに政治的な「御一新」があったというべきである。以上の点を、幕末という時代性がもつ重要な意義として、本論文の結論としたい。